

議案第四十四号

県営土地改良事業費の負担について

次のとおり県営土地改良事業に要する費用の一部を負担することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十一条第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安田真一郎

昭和六拾参年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一 事業の名称及び施行地域

名 称

県営小鹿地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

施行地域

三朝町大字余戸、大字片柴、大字吉田、大字高橋、大字

東小鹿

二 負担金の額

地元負担金の全額